

第3章 東成区役所の平常時の主な取り組み（公助1）

1. 避難所の確保

(1) 避難所の指定

東成区では、つぎのように避難場所を指定しています。

種類	意味	東成区では	数
一時避難場所	一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭。	公園	24か所
災害時避難所	宿泊・食事など一定期間避難生活を送ることができる場所。	小中学校	15か所
広域避難場所	区内に同時多発火災が発生した場合に避難できる大きな公園など。	大阪城公園	1か所

災害時避難所一覧

	名称	所在地	受入可能人数
1	東小橋小学校	東小橋 3-10-37	650
2	大 成小学校	大今里西 3-2-62	950
3	今 里小学校	大今里 1-35-29	750
4	中 道小学校	玉津 1-7-39	800
5	北中道小学校	中道 2-9-20	1,000
6	中 本小学校	中本 4-2-32	900
7	東中本小学校	東中本 2-9-3	1,000
8	神 路小学校	大今里 4-6-19	1,100
9	深 江小学校	深江南 1-4-6	900
10	片 江小学校	大今里南 2-13-2	1,000
11	宝 栄小学校	神路 1-15-48	1,050
12	東 陽中学校	深江北 2-5-7	1,000
13	本 庄中学校	東中本 3-14-2	1,200
14	玉 津中学校	玉津 1-12-36	1,200
15	相 生中学校	神路 2-8-16	1,200
計	15か所		14,700

※上町断層帯地震で想定される避難者数 14,173 人を受け入れできるよう計画しています。

(2) 避難所案内・誘導表示

電柱等に災害時避難所への誘導表示を掲示しています。



(3) 福祉避難所

①福祉避難室・福祉避難所の指定

各災害時避難所に要配慮者のための避難スペースとして福祉避難室を確保します。また、区内福祉施設と連携し、福祉避難所の指定を進めます。

②福祉避難室・福祉避難所への入所の流れ

まずは身近な災害時避難所に避難し、福祉避難室に入所した人で、区本部が福祉避難所への移送が必要と判断した場合、福祉避難所に移送します。

福祉避難所指定施設

	施設名	種別	所在地
1	東成区在宅サービスセンター	高齢	大今里南 3-11-2
2	軽費老人ホーム レインボー	高齢	深江南 3-14-6
3	特別養護老人ホームサンローズオオサカ	高齢	神路 1-10-3
4	特別養護老人ホームハミングベル中道	高齢	中道 2-7-1
5	ハミングベル緑橋	高齢	中本 1-11-1
6	東成育成園	障がい	大今里西 1-1-15

(4) 帰宅困難者対策

地震等により公共交通機関が停止すると、通勤・通学・外出先から自宅に徒歩で帰宅できない「帰宅困難者」が東成区では約 1 万人発生します（大阪市全体で約 90 万人）。

区内の企業・事業所等と連携して「むやみに移動しない」「とどまる」という基本原則の徹底と企業内備蓄の促進をはかるとともに、災害時避難所や公共施設に帰宅困難者用の一時滞留スペースを確保します。

2. 避難行動要支援者への支援

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

災害時の安否確認のための避難行動要支援者名簿の名簿を整理し区役所と消防署で保管します。災害が発生した場合、区職員が名簿を避難所に持参し、地域の協力を得て安否確認をおこないます。

(2) 自主防災組織への名簿提供 ※P27-6-(2)参照

(3) 高齢者や障がいのある人等への支援セーフティネット構築事業

避難行動要支援者の避難支援及び平常時における高齢者等の虐待や孤立死を防ぐため、「おまもりネット事業」等の地域福祉活動を促進し、区民主体のセーフティネットを確立します。

3. 避難生活環境の整備

(1) 物資の備蓄

大阪市では、最も大きな被害が想定される上町断層帯地震において、最大 34 万人の避難者が出ると予想し、その 1 日分の飲料水・食料、生活関連物資を市内各所に備蓄しています。

災害時避難所には 300 人分を配備し、不足する場合は区役所や大阪市災害用備蓄倉庫(市内 6 カ所)から補完する計画となっています。

【災害時避難所(小中学校)にある備蓄物資】

水缶	1 8 0 0 本	アルファ化米・お粥	2 0 0 食
乾パン	1 2 8 食	毛布	2 9 0 枚
ブランケット	5 0 枚	簡易トイレ	3 基
日用品セット	1 2 0 組	ラジオ	1 0 台
懐中電灯	2 0 本	ブルーシート	1 2 0 枚
救助資器材セット	1 組	エアマット	1 2 個
簡易担架	1 台		

東成区の小学校には上記のほか以下のものを独自に配備しています。

リヤカー	1 台	空気入れ	1 台
発電機	2 基	投光機	1 個
担架棒	6 本	寝袋	1 0 枚
消火用水槽	1 個		

※ 以上に加え、地域で独自に備蓄している物資もあります。万一に備え、自助・共助の取り組みとして、各家庭や地域での備蓄を進めましょう。

(2) 災害時のトイレ対策

災害時のトイレは深刻な問題であり、以下の対策を講じています。

①備蓄トイレ

初期は災害時避難所・区役所に備蓄している簡易トイレで対応します。

②レンタルの仮設トイレ

市災害対策本部に要請し、レンタルの仮設トイレを必要数設置します。

③災害用マンホールトイレ

災害用マンホールトイレは、区役所からの要請を受け、建設局が設置します。災害用マンホールトイレが設置可能なマンホール(蓋)は区内で 16 カ所整備されています。さらに拡充するため関係機関との協議を進めます。

4. 医療関係機関との連携強化

災害時の医療・救護活動においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会・助産師会が医療救護班を組織し活動にあたる計画となっています。現在医師会が進めている在宅医療・地域医療の取り組みもふまえ、日常的な連携を強めるとともに、災害時のより具体的な行動マニュアルづくりを進めます。



東成区医師会による災害本部訓練

5. 災害に強いまちづくり—老朽密集住宅地域対策

東成区は、老朽化した木造住宅が多く存在し、その密集している割合が全国的に見ても高いエリアとなっています。火災の件数自体は少ないものの、延焼すると大規模化する危険性をはらんでおり、地震による広範囲な家屋倒壊と重なると甚大な被害となります。災害に強いまちをめざし、老朽密集住宅地域の対策を進めます。

第4章 災害時の東成区役所の活動（公助2）

1. 動員計画

(1) 動員基準

種別	災害状況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき ※地震の場合は、震度6以上で参集	区職員全員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき ※地震の場合は、震度5強で参集	区職員の1/2以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき ※地震の場合は、震度5弱で参集	区職員の1/4以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき ※地震の場合は、震度4で参集	初動活動に必要な区職員
5号動員	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置をとれるよう、主として情報連絡にあたる必要があるとき ※主に大雨・洪水警報発令時や台風接近時など	情報連絡に必要な若干名の区職員

(2) 緊急区本部長

勤務時間外に大阪市内に震度4以上の地震が発生した場合、あらかじめ緊急区本部長に指名されている東成区役所職員（※）が参集し、区災害対策本部の設置など地震発生後の初期対応にあたります。

※徒歩・自転車等で約30分以内に東成区役所に参集できる者（19名）。

(3) 直近参集者

東成区役所以外に勤務する東成区内居住職員10名を直近参集者として指定しています。勤務時間外に震度5強以上の地震が発生すると東成区役所に参集し、おおむね2日間初期対応にあたります（以降は各自の所属職場に戻る）。



緊急区本部長・直近参集者による本部開設訓練

2. 区災害対策本部の体制と各班の役割

庶務班	庶務係	区本部の編成、動員及び宿泊等に関する事 各班の連絡統制に関する事 各部、関係機関へ応援協力要請に関する事 予算経理に関する事 義援金品の受付、並びに保管に関する事 災害記録、救助活動状況の記録に関する事 他の班の所管に属さないこと。
	情報連絡係	市災害対策本部及び各班との連絡に関する事 情報の収集、伝達に関する事。
	広報係	広報に関する事 ボランティア・住宅提供などに関する事 各種相談に関する事。
	ボランティア活動支援係	災害ボランティア活動支援センターの運営に関する事。
救助班	第1救助係	被災者の応急施設に関する事 救援物資の調達保管に関する事 救援物資、義援金品の配分計画及び弔慰金に関する事 り災証明書その他の被災証明書の発行に関する事 団体等の協力活動の連絡調整に関する事。
	第2救助係	車両の調達に関する事 炊き出しに関する事 仮設住宅入居に関する事。
避難受入班	避難受入係	被災者の受入施設に関する事 避難者の誘導に関する事 避難所受入状況の把握に関する事。
	配給係	配給物資の配給に関する事 義援金品の配分に関する事 戸籍・住民基本台帳等に関する事。
調査班		被害状況の調査及び統計・報告に関する事。
保健福祉班		医療防疫等に関する事 防疫・保健衛生に関する事 区医師会等との連絡調整に関する事。
消防班		消防に関する事 被災者の救急、救助に関する事。
協力隊（赤十字奉仕団）・医療班		区本部災害救助活動に対する協力に関する事。

3. 広報活動

(1) 緊急広報

市・区本部は、地震火災などの危険が切迫し、避難勧告・指示を発令した場合、緊急広報を実施します。緊急広報は、同報無線（※）、青色防犯パトロールカーなどにより実施するほか、警察・消防や各放送機関に協力を要請します。

※ 「同報無線」とは、小学校・区役所・広域避難所に設置した屋外スピーカーを無線により一斉に放送できるシステム。防災週間（8/30～9/5）、防災とボランティア週間（1/15～21）などに、年2回程度試験放送を行っています。

(2) 一般広報

災害、生活関連、救援措置情報について、次の内容の一般広報を行います。

災害情報	①災害の発生状況 ②津波等に関する情報 ③応急対策の実施状況 ④避難勧告・指示の状況 ⑤市内の被害状況 ⑥家庭・職場での対策と心得
生活関連	①電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み ②食料・生活必需品の供給状況 ③道路交通状況 ④鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況 ⑤医療機関の活動状況
救援措置	①被災証明書の発行情報 ②相談窓口の開設状況 ③税・手数料等の減免措置の状況 ④救援援護資金等の融資情報

4. 通信運用計画

(1) 携帯型デジタルMCA無線

市本部、区役所、災害時避難所、防災関係機関に配置し、災害時の情報収集・伝達を行います。また、固定系の無線電話・FAX・衛星携帯電話も活用します。

(2) 防災情報システム

市本部との情報伝達のために、防災情報システム(パソコン端末)を設置しています。

(3) 災害時優先電話

災害時は一般電話・携帯電話の使用が制限されるため、最低限の有線電話を災害時優先電話として確保し、防災関係機関との連絡に使用します。

5. 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画

(1) 応急給水

震災直後は、災害時避難所・区役所に備蓄している水缶詰を活用します。また、水道局が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、飲料水用耐震性貯水槽の活用をはかります。（東成区では東小橋北公園に設置）

(2) 食料供給

場所	災害時避難所（原則として）
順位・品目	まず区本部で対応 ①備蓄食料（アルファ化米、乾パン等） ②弁当・パン等の既製食品の調達 ③米穀の調達 困難な場合、市本部に要請。
対象者	①避難所の入所者 ②住家が被災し炊事できない者（※） ③通勤・通学者・旅行者等

※ 災害時避難所に入所する必要はないが、住家で炊事できない場合は、災害時避難所まで申し出るよう周知します。

(3) 生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、まず備蓄物資を活用しておこない、必要ある場合は市本部に要請します。

6. 医療・救護計画

(1) 救護所の設置

市本部と連携して、つぎの場所に救護所を設置します。

- ①災害現場または現場付近
- ②避難場所（災害時避難所、広域避難場所）
- ③特例場所（被災地周辺の医療施設等）

(2) 医療救護体制

保健福祉センター分館を災害時医療・救護活動の拠点施設として位置づけ、医療救護活動の充実をはかります。

医師会・歯科医師会・薬剤師会・助産師会による医療救護班を編成します。区内の医療救護班だけでは対応できない場合、市医療調整班に医療救護班の派遣を要請します。

(3) 保健師等による健康相談

救護所または災害時避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導をおこないます。

7. 遺体仮収容（安置）所の設置

遺体仮収容（安置）所が必要となった場合、警察署など関係機関と連携し、東成スポーツセンターに設置します。

8. ボランティアの調整

被災状況やボランティア参集状況等を勘案し、東成区社会福祉協議会と連携して、東成区民センターに東成区災害ボランティア活動支援センターを開設します。

災害ボランティア活動支援センターの業務内容

- ①災害情報の収集・提供、連絡調整
- ②被災者のニーズの把握、被災者への情報提供
- ③市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- ④災害ボランティアの受け入れ
- ⑤ボランティアへのオリエンテーション
- ⑥災害ボランティア活動の集約・管理
- ⑦ボランティアの保険加入手続き